

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条文	黒潮町庁舎管理規則 第5条第1項		
例規番号	平成18年規則第6号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可を必要とする行為)  第5条 庁舎において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 町の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。  (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。  (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し及び回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。  (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。  (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声機、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。</p> <p>3 町長は、第1項の許可を受けたものが、その許可の内容又は前項の条件、若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられたものが物件を撤去しないときは、町長は当該物件を撤去することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	スポーツ団体の登録		
例規名 根拠条項	黒潮町マイクロバス使用に関する規則 第2条第1号		
例規番号	平成20年規則第20号		
<b>【根拠条文】</b> (使用団体及び使用条件) 第2条 バスの使用については、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。 (1) 黒潮町内のスポーツ少年団体等(以下「団体」という。)で、町長にスポーツ団体登録申請書(様式第1号)により登録手続きを行い、町長が認めたものに限る。 (2) 乗車人員は7人以上とし、スポーツ大会等に供する場合とする。 (3) 四国内の使用に限る。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和3年7月5日

ID: 5

担当部署: 総務課

処分の概要	バス運転手の登録		
例規名 根拠条項	黒潮町マイクロバス使用に関する規則 第3条第1号		
例規番号	平成20年規則第20号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (運転従事者)  第3条 バスの運転業務に従事する者(以下「運転従事者」という。)は、次のとおりとする。  (1) 運転従事者は、町にバス運転手登録許可申請書(様式第2号)により運転手の登録手続きを行い、町長の認めたものに限る。ただし、研修用バスに登録された運転手は登録の必要はない。  (2) 運転従事者は、町の適正検査を受講しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和3年7月5日

ID: 6

担当部署: 総務課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町マイクロバス使用に関する規則 第4条		
例規番号	平成20年規則第20号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可)  第4条 バスを使用する団体は原則として、使用予定日の20日前までにバス使用許可申請書(様式第3号)を提出し、町長の許可を受けなければならない。  2 前項によりバス使用許可申請書が提出された場合は、町長は内容を審査し、バス使用許可書(様式第4号)により許可するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第2条の規定による。  (使用団体及び使用条件)  第2条 バスの使用については、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。  (1) 黒潮町内のスポーツ少年団体等(以下「団体」という。)で、町長にスポーツ団体登録申請書(様式第1号)により登録手続きを行い、町長が認めたものに限る。  (2) 乗車人員は7人以上とし、スポーツ大会等に供する場合とする。  (3) 四国内の使用に限る。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和3年7月5日

ID: 8

担当部署: 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例規名 根拠条文	黒潮町情報公開条例 第7条第1項
例規番号	平成18年条例第12号
<p><b>【根拠条文】</b>  (公開請求に対する決定等)  第7条 実施機関は、前条に規定する請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して30日以内に、当該請求に対する公文書の公開をしようかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正を受理した日から起算して30日以内に、公開決定等をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項に規定する期間を60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を公開請求者に書面をもって通知しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により、公文書の公開をしない旨の決定(第10条の規定による公文書の部分公開の決定を含む。)を行ったときは、その理由を前項の書面に記載して、通知しなければならない。この場合において、当該公文書に記録されている情報が期間の経過により公開できることが明らかであり、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を付記しなければならない。</p> <p>5 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求を受理した日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項を適用する旨及びその理由  (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第5条及び第9条から第12条までの規定による。</p> <p>(公開請求権)  第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し公文書の公開を請求することができる。</p> <p>(公文書の公開義務)  第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法律、条例その他の法令(以下「法令等」という。)の定めるところにより公開することができないとされている情報  (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により、又は慣行として、何人でも閲覧することができる情報</p>	

- イ 公表を目的とし、又は公にすることが予定されている情報
- ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、又は環境の保全上の支障を防止するため、公開することが必要であると認められるもの
  - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から住民の生活を保護するため、公開することが必要であると認められるもの
  - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると実施機関が認めるもの
- (4) 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 町政執行に関する情報であって、次に掲げるもの
  - ア 国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における協議、依頼又は委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの
  - イ 町の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、争訟、許可、認可、入札、交渉、渉外、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の実施の目的が達成できなくなるなど、公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるもの
- (7) 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報を除く。

(部分公開)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、当該非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(不存在文書に係る手続)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しないときは、公開請求を受理した日から起算して30日以内に、当該公文書が存在しないことを理由として非公開を決定し、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第12条 公開請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公文書の存在の有無を明らかにしないときは、公開請求を受理した日から起算して30日以内に、その旨を決定し、公開請求者に対し、速やかにその理由を付記した書面により通知しなければならない。

<b>標準処理期間</b>	請求を受理した日から起算して30日以内(第7条第1項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 3 月 20 日	<b>最終変更年月日</b>	平成 29 年 3 月 31 日

ID: 298

担当部署: 総務課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例 第4条第3項		
例規番号	平成29年条例第13号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用)</p> <p>第4条 避難集会所を利用できる者は、避難集会所を設置する地域に住所を有する者とする。</p> <p>2 町長又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、前項に規定する者以外の者についても避難集会所の利用を許可することができる。</p> <p>3 避難集会所を利用しようとする者は、町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、災害の発生時又は災害の発生のおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>4 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、避難集会所の利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) その利用が施設等を毀損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等を利用させることが不相当と認められるとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 14

担当部署: 総務課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第24号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用)</p> <p>第4条 集会所を利用できる者は、その地域に住所を有する者とする。</p> <p>2 町長又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、前項以外の者についても利用を許可することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又はこれに付随する設備若しくは備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、施設を利用させることが不相当と認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 総務課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立コミュニティセンター設置及び管理に関する条例 第4条第2項		
例規番号	平成18年条例第25号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用)</p> <p>第4条 コミュニティセンターを利用できる者は、その地域に住所を有する者とする。</p> <p>2 町長又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、前項以外の者についても利用を許可することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又はこれに付随する設備若しくは備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、施設を利用させることが不相当と認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 総務課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町分担金賦課徴収条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第62号		
<b>【根拠条文】</b> (分担金の減免) 第6条 町長は、災害その他特別の理由により必要と認めるときは、分担金を減免することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町行政財産の目的外使用料条例 第3条		
例規番号	平成18年条例第63号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第3条 町長は、行政財産の目的外使用を許可する場合、公用、公共用又は公益上その他必要があるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	黒潮町手数料徴収条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第64号		
<p><b>【根拠条文】</b> (免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 本町の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があったとき。</p> <p>(4) 官公署から請求があったとき。</p> <p>(5) 公務員が、その職務により請求したとき。</p> <p>(6) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条文	黒潮町公共用財産管理条例 第3条第1項		
例規番号	平成18年条例第68号		
<p><b>【根拠条文】</b> (許可)</p> <p>第3条 公共用財産において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 占用し、又は使用すること。 (2) 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 (3) 竹木等を植栽し、又は産出物を採取すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、公共用財産の保全又は適正な利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>2 町長は、前項の許可をするに当たり、公共用財産の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	許可期間の更新		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町公共用財産管理条例 第5条第2項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第68号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可の期間等)  第5条 第3条第1項各号に掲げる行為を許可する期間は、3年以内とする。ただし、同項第2号に掲げる行為を許可する期間は、3箇月以内とする。  2 第3条第1項各号に掲げる行為を許可する期間は、更新することができる。この場合において、同項各号に掲げる行為の許可の期間を更新することができる期間は、当該更新前の許可の期間を超えることができない。  3 前項の規定に基づき、第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者が更新の許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の10日前までに、町長に申請しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 30

担当部署: 総務課

処分の概要	許可事項等の変更の許可		
例規名 根拠条文	黒潮町公共用財産管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第68号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可事項等の変更)  第6条 第3条第1項の許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。  2 第4条の規定により国又は地方公共団体が町長に協議した後、当該協議に係る事項を変更しようとするときは、当該事項について町長に協議するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 33

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町公共用財産管理条例 第11条		
例規番号	平成18年条例第68号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の減免) 第11条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は採取料を減額し、又は免除することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	黒潮町公共用財産管理条例 第13条ただし書		
例規番号	平成18年条例第68号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料等の還付)  第13条 既に納付された使用料又は採取料は、還付しない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	用途廃止の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町公共用財産管理条例 第15条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第68号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (用途廃止等)  第15条 町長は、公共用財産が公共又は公共の用に供する必要がないと認めるときは、その公共用財産の用途を廃止することができる。</p> <p>2 町長は、現に公共の用に供していない公共用財産又は付け替えその他の手段により公共の用に供さなくなることが確実である公共用財産を、適正な価額により公共用財産の隣接地の所有者に売却又は隣接地の所有者と交換することができる。</p> <p>3 町長は、公益上必要があると認められるときは、無償又は時価より低い価額で譲渡し、若しくは売却し、又は交換することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 45

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町大方球場条例 第4条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第99号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 球場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第3条、第5条、第7条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用の制限等)  第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者については、球場の使用若しくは入場を拒み、又は退場させることがある。  (1) 公共の秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれのある者  (2) その他他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者  第5条 球場の使用は、体育運動を目的とするものに限りこれを許可する。ただし、町長において公益上必要があると認めたときは、この限りでない。  (使用の制限)  第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、球場の使用を許可しない。  (1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。  (2) 管理上支障があると認めたとき。  (3) その他町長において不相当と認めたとき。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 48

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町大方球場条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年条例第99号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第9条 球場の使用料は、第5条の規定により使用許可を受けた者で球場及び附属設備を利用しようとするものは、別表に定める額によって算定した使用料の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納付しなければならない。ただし、町長において必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町大方球場条例 第10条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第99号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。  (1) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用できないとき。  (2) 公益上又は管理の都合上使用を禁止したとき。  (3) 使用者から使用の取消し又は変更の申出があった場合相当の事由があると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 50

担当部署: 総務課

処分の概要	特別設備の承認		
例規名 根拠条項	黒潮町大方球場条例 第11条		
例規番号	平成18年条例第99号		
<b>【根拠条文】</b> (特別設備の承認) 第11条 球場の使用許可を受けた者が使用に当たり特別の設備を必要とするときは、町長の承認を受けなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 総務課

<b>処分の概要</b>	目的外使用等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町大方球場条例 第13条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第99号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (目的外使用等の禁止)  第13条 球場の使用許可を受けた者は、これを許可目的以外に使用し、又はこれを他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 299

担当部署: 情報防災課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町津波避難タワー設置及び管理に関する条例 第4条第1項及び第2項		
例規番号	平成29年条例第19号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (タワーの使用)  第4条 タワーは、津波発生時における地域住民の避難施設及び平常時における地域住民の防災訓練その他防災関連の各種行事に使用する場合は、許可なく使用することができるものとする。ただし、早咲地区津波避難タワーを平常時における地域住民の防災訓練その他防災関連の各種行事に使用する場合は、あらかじめ町長の許可を受けるものとする。</p> <p>2 タワーを使用する者は、前項の場合以外の場合であってタワーを使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けるものとする。</p> <p>3 町長は、前項の規定によりタワーを使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、タワーの使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。  (2) タワーの建物、備品その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。  (3) 前2号に掲げるもののほか、タワーを使用することが不相当と認められるとき。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 情報防災課

処分の概要	許可の承認
例規名 根拠条文	黒潮町火入れに関する条例 第2条第1項
例規番号	平成18年条例第22号
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可の申請)  第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</p> <p>(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</p> <p>(3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し</p> <p>2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第3条から第4条、第6条から第7条及び第9条までの規定による。  (許可の要件)  第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p> <p>(許可証の交付等)  第4条 町長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。  (許可の対象期間)  第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき10日以内とする。  (許可の対象面積)  第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長は、これを超えて許可をすることができる。  (火入許可証の返納)  第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。</p>	
標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町税外収入の延滞金及び滞納処分費等の徴収条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第65号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (延滞金の減免)  第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 災害により納付の資力を失ったとき。  (2) 感染症のため交通の制限又は遮断をされたとき。  (3) その他町長において必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和5年9月20日

ID: 121

担当部署: 住民課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条文	黒潮町国民健康保険条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第129号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (出産育児一時金)  第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は同一世帯につき健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和5年9月20日

ID: 122

担当部署: 住民課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条文	黒潮町国民健康保険条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第129号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (葬祭費)  第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項		
例規番号	平成20年条例第22号		
<p><b>【根拠条文】</b> (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 町長は、特別な事由がある者については、その延滞金を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和3年7月5日

ID: 150

担当部署: 住民課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第10条		
例規番号	平成18年条例第140号		
<b>【根拠条文】</b> (手数料の減免) 第10条 天災その他特別の事情があると町長が認めるときは、前条の手数料を減額又は免除することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 151

担当部署: 住民課

処分の概要	し尿処理施設の使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第13条		
例規番号	平成18年条例第140号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (し尿処理施設の使用及び使用料等)  第13条 町の区域外において収集したし尿の処分をするために、し尿処理施設を使用するものがあるときは、申請により町長が認めた場合に限り、使用させることができる。ただし、その場合の施設使用料等については、申請者と協議して決定する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第144号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。  2 墓地の使用は、原則として一世帯に一区画とし、その位置は町長が定める。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第3条の規定による。  (使用の対象等)  第3条 墓地は、遺骨の埋蔵の目的以外に使用することはできない。  2 墓地を使用できる者は、本町に本籍又は住所を有する者とする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 154

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	永代使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例 第7条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第144号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (永代使用料の減免)  第7条 町長は、特別の事由があると認める場合は、永代使用料の一部を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。  (永代使用料等の減免)  第4条 条例第7条の規定により、墓地の永代使用料等の減免を受けようとする者は、黒潮町立墓地永代使用料等減免申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。  2 町長は、前項の申請について決定したときは、黒潮町立墓地永代使用料等減免決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。  3 条例第7条に規定する「特別の事由があると認められる場合」とは、2分の1を限度とし、当該地の前所有者及び生活保護費受給者世帯の方に限る。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 155

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年条例第144号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (永代使用料等の還付)  第8条 既納の永代使用料等は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、永代使用料に限りその全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。  (永代使用料等の還付)  第5条 条例第8条の規定により、墓地の永代使用料等の還付を受けようとする者は、黒潮町立墓地永代使用料等還付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。  2 町長は、前項の申請について決定したときは、黒潮町立墓地永代使用料等還付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。  3 条例第8条に規定する「特別の事由があると認められる場合」とは、永代使用料のみで業務委託手数料には適用しないこととし、更に、許可証交付後一度も工作物を設置しなかった更地に限り適用する。  4 前項の規定により還付する額は、許可日から5年未満は全額、5年以上10年未満は2分の1とし、10年以上については還付しない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	工作物等の設置の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例 第9条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第144号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (工作物等の設置)  第9条 墓地の利用者は、墓碑及び工作物を新設し、又は改造し、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 3 月 20 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 158

担当部署: 住民課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町営大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例 第3条		
例規番号	平成18年条例第145号		
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第3条 共同墓地を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 住民課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町六地藏共同墓地設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第146号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第4条 共同墓地を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第3条の規定による。  (利用者)  第3条 同和地区及び周辺地域における環境整備に伴う墓地移転事業により改葬する者で、かつ、希望による申込みにより、町長の許可によって利用できるものとする。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	利用の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立横浜地区納骨堂の設置及び管理に関する条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第251号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の承認)  第5条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、町長又は指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 80

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	受給資格の認定		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成19年条例第283号		
<p><b>【根拠条文】</b> (認定) 第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、町長の認定を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第3条の規定による。 (助成対象者) 第3条 ひとり親家庭医療費は、次の各号のいずれかに該当する者で黒潮町の区域内に住所を有する者(以下「助成対象者」という。)について助成する。 (1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする配偶者のない女子又は男子 (2) 現に配偶者のない女子又は男子の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童 (3) 父母のない児童 (4) 現に前号の児童を監護し、その者と生計を同じくする姉、兄、祖母又は祖父等であって町長の認める者</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 82

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第6条		
例規番号	平成19年規則第199号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (受給者証の再交付)  第6条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、様式第4号によるひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書に汚損又は破損した当該受給者証を添えて、町長に提出して受給者証の再交付を申請することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	受給者証の更新		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第7条第1項		
<b>例規番号</b>	平成19年規則第199号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (受給者証の更新)  第7条 受給者は、毎年5月1日から6月30日までの間に、様式第1号によるひとり親家庭医療費受給者証(交付・更新)申請書に被保険者証等を添え、町長に提出して受給者証の更新を申請することができる。</p> <p>2 受給者は、前項の更新の申請に当たり、第3条後段の規定による控除を受けようとする場合は、様式第1号の2による寡婦(夫)控除のみなし適用申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 84

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条文	黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第9条第1項ただし書		
例規番号	平成19年規則第199号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (助成の方法)  第9条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。ただし、高知県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合等は、療養費払いとする。</p> <p>2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする場合は、様式第6号によるひとり親家庭医療費助成申請・請求書(以下「申請書」という。)に次の掲げる書類を添えて町長に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 受給者証  (2) 被保険者証等  (3) その他町長が必要と認める書類</p> <p>3 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めた額を当該申請者に支給すものとする。</p> <p>4 第2項の申請書は、医療機関において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の翌月から起算して2年以内に提出するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条の規定による。  (助成額等)  第4条 ひとり親家庭医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額(法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保険各法により現金給付される高額療養費若しくは付加給付があるときはその額を控除した額)に相当する額とする。</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	褒章の支給		
例規名 根拠条項	黒潮町長寿褒章の支給に関する条例 第3条		
例規番号	平成18年条例第119号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (申請及び決定)  第3条 褒章は、本人又は代理人の申請に基づいて町長が支給を決定する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第2条の規定による。  (受給資格)  第2条 受給資格は、本町に引き続き1年以上住所を有する者で毎年9月1日現在で満88歳、満99歳の節目の歳の者及び満100歳以上の者とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給資格の認定
例規名 根拠条文	黒潮町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第2条
例規番号	平成18年規則第70号
<p><b>【根拠条文】</b> (受給資格の認定)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する助成を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第1号による福祉医療費受給資格認定(変更・更新)申請書に条例第2条第6項各号による被保険者証、受給資格者票又は組合員証(次条第1項において「被保険者証」という。)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、重度心身障害者のうち、65歳未満の者の申請にあつては障害程度を証する書類を、65歳以上の者の申請にあつては障害程度を証する書類及び医療費の助成を受けようとする日の属する年度(助成を受けようとする日の属する月が4月から6月までの場合にあつては前年度)の市町村民税の状況を証する書類を添えなければならない。</p> <p>2 町長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査して受給資格の適否を決定し、適当と認めるときは、様式第2号の1又は様式第2号の2による福祉医療費受給資格認定通知書を当該申請者に交付するものとする。乳幼児医療費助成の申請については、その内容を審査して、助成対象外と決定したときは、様式第6号による乳幼児医療費受給資格認定申請に係る却下通知書を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、現に乳幼児医療費にかかる受給資格認定を受けるものが、有効期限の到来する日以降も引き続き条例第3条に規定する乳幼児医療費の助成対象者に該当することが公簿等により確認できる場合は、様式第1号による福祉医療費受給資格認定(更新)申請書の提出を省略して審査を行い、適当と認められたときは、様式第2号の1又は様式第2号の2による福祉医療費受給資格認定通知書を交付できるものとする。</p> <p>4 町長は、第2項及び第3項の規定により資格認定を受けた者(以下「受給権者」という。)のうち75歳未満の者で、65歳未満において受給権者となった者及び平成15年9月30日までに受給権者となった者で、後期高齢者医療以外の医療保険に加入している者に対しては様式第3号の1による障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、65歳以上75歳未満の者のうち、平成15年10月1日以降に65歳以上において受給権者となった者で後期高齢者医療以外の医療保険に加入している者に対しては様式第3号の1の2による障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、65歳以上の者のうち、65歳未満において受給権者となった者及び平成15年9月30日までに受給権者となった者で、後期高齢者医療の被保険者である者に対して様式第3号の2による高齢障害医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、65歳以上の者で、後期高齢者医療の被保険者である者に対して様式第3号の3による高齢医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、乳幼児医療費の受給権者で、乳児及び幼児の非課税世帯の者に対しては様式第3号の5による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、幼児の受給権者の所得が児童手当の所得制限限度額を超えない者(注：黒潮町が継ぎ足し助成するもの)に対しては様式第3号の6による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、幼児の受給権者の所得が児童手当の所得制限限度額を超える者(注：黒潮町が全額助成するもの)に対しては様式第3号の7による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、幼児の受給権者で町民税課税世帯のうち、児童手当所得制限を超えない世帯の第3子以降に対しては、様式第3号の8による乳幼児医療費受給者証及び様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を、それぞれ必要な事項を記載して交付するとともに次の取り扱いをするものとする。</p> <p>(1) 国民健康保険、各種国保組合及び後期高齢者医療(以下「国民健康保険等」という。)以外の医療保険加入の受給権者のうち、75歳未満の者にあつては様式第5号の1による障害福祉医療費請求書を、乳幼児医療費の様式第3号の5の受給権者にあつては様式第5号の3の2による県単の乳児及び幼児福祉医療費請求書を、乳幼児医療費の様式第3号</p>	

の6の受給権者にあつては様式第5号の3の3による県及び町単の幼児福祉医療費請求書を、乳幼児医療費の様式第3号の7の受給権者にあつては様式第5号の3の4による町単の幼児福祉医療費請求書を、乳幼児医療費の様式第3号の8の受給権者にあつては、様式第5号の3の5による県単の幼児福祉医療費請求書を、それぞれ必要な事項を記載して交付する。

**【基準】**

根拠条文及び黒潮町福祉医療費助成に関する条例第3条の規定による。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 乳幼児等の保護者で、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 乳幼児等が黒潮町の区域内に住所を有する者又は国民健康保険法第116条の2の規定により黒潮町が行う国民健康保険の被保険者とされた者(他の市町村が行う医療費の助成の対象となる者を除く。)

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。)の規程による扶助を受けていない者

(2) 重度心身障がい者又は当該重度心身障がい者の保護者であつて生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキまでのいずれかに該当するもの

ア 重度心身障がい者が黒潮町の区域内に住所を有する者(次の(ア)から(カ)に掲げる者を除く。)

(ア) 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条又は第30条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けている者

(イ) 他の市町村から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置がとられている者

(ウ) 他の市町村から黒潮町の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第22項に規定されている福祉ホームに入居している者

(エ) 他の市町村が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

(オ) 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

(カ) 65歳以上の高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、他の市町村から黒潮町へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

イ 黒潮町から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による介護給付費等の支給を受けている者

ウ 黒潮町から身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置がとられている者

エ 黒潮町から他の市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第22項に規定されている福祉ホームに入居している者

オ 黒潮町が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

カ 国民健康保険法第116条の2の規定により、黒潮町が行う国民健康保険の被保険者である者

キ 65歳以上の高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、黒潮町から他の市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

標準処理期間

30日

備考

設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 99

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	黒潮町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第4条		
例規番号	平成18年規則第70号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (療養費扱い)  第4条 条例第6条ただし書の規定により、療養費扱いによる医療費の助成を受けようとする者は、様式第4号による福祉医療費(療養費)助成申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成額を決定するものとする。</p> <p>3 第1項の申請書は、医療機関において現に医療を受けた日の属する月を単位とし、当該月の翌月から起算して2年以内に提出するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、黒潮町福祉医療費助成に関する条例第4条及び第7条の規定による。  (助成の額)  第4条 助成する額は、保険給付の対象となる医療費の額のうち、保険給付を受けた乳幼児等の保護者が負担すべき額を限度とする。  (他の法令との関連)  第7条 この条例による助成対象者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、障害者総合支援法その他法令等によって、国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該給付額の限度において助成費の全部又は一部を支給しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	変更の承認		
例規名 根拠条項	黒潮町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第5条第1項		
例規番号	平成18年規則第70号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (変更申請等)  第5条 受給権者は、その保護者について、住所、氏名、加入医療保険等に変更があったときは、遅滞なく第2条に準じて町長に申請をしなければならない。  2 受給権者は、受給資格を喪失したときは、遅滞なく乳幼児医療費受給者証、障害医療費受給者証又は高齢障害医療費受給者証と残余の乳児福祉医療費請求書、障害福祉医療費請求書を返還しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手当の支給
例規名 根拠条文	黒潮町心身障がい児(者)福祉手当の支給に関する条例 第3条第2項
例規番号	平成18年条例第121号

**【根拠条文】**

(申請及び決定)

第3条 この条例に定める手当の支給対象となる者は、手当の支給年の7月1日において次に掲げる者に引き続き1年以上該当する心身障がい児(者)とする。

- (1) 黒潮町の区域内に住所を有する者
- (2) 黒潮町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条又は第30条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特別介護給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けている者
- (3) 黒潮町から身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置がとられている者
- (4) 黒潮町から他の市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第22項に規定されている福祉ホームに入居している者
- (5) 黒潮町が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により、黒潮町が行う国民健康保険の被保険者である者
- (7) 65歳以上の高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、黒潮町から他の市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者
- (8) 黒潮町から老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項の規定に基づき養護老人ホーム等への入所等の措置がとられている者
- (9) 黒潮町から他の市町村の区域内に設置されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定されている児童福祉施設等に入所している者
- (10) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定により、黒潮町が行う介護保険の被保険者である者

- 2 前項に該当する心身障がい児(者)又はその保護者は、この条例で定めるところにより、手当の支給を申請することができる。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、審査を行い決定するものとする。
- 4 町長は、心身障がい児(者)が第2項の申請ができない場合又は心身障がい児(者)に保護者がいない場合は職権をもって手当の支給を決定することができる。
- 5 受給権者は、申請内容に変更があったときは、直ちに届出なければならない。

**【基準】**

根拠条文及び第4条の規定による。

(支給の制限)

- 第4条 前条の規定にかかわらず手当は、次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。
- (1) 受給権者が保護者でなくなったとき又は心身障がい児(者)が死亡したとき。
  - (2) 他の市町村から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による、介護給付費等の支給を受けている者
  - (3) 他の市町村から身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置がとられている者
  - (4) 他の市町村から黒潮町の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第22項に規定されている福祉ホームに入居している者
  - (5) 他の市町村が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活

援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者 (6) 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者 (7) 65歳以上の高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、他の市町村から黒潮町へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者 (8) 他の市町村から黒潮町の区域内に設置されている老人福祉法第11条第1項の規定に基づき養護老人ホーム等への入所等の措置がとられている者 (9) 他の市町村から黒潮町の区域内に設置されている児童福祉法第7条に規定されている児童福祉施設等に入所している者 (10) 介護保険法第13条の規定により、他の市町村が行う介護保険の被保険者である者 (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 3 月 20 日	<b>最終変更年月日</b>	平成 29 年 3 月 31 日

ID: 297

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条文	黒潮町介護保険条例 第7条第5項		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p><b>【根拠条文】</b> (延滞金)</p> <p>第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、その保険料額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 延滞金の額を計算する場合の年当たりの割合は、閏(うるう)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 町長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成29年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	保険料の徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町介護保険条例 第10条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第133号		
<b>【根拠条文】</b> (保険料の徴収猶予) 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 徴収猶予を必要とする理由			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 134

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	保険料の減免		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町介護保険条例 第11条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第133号		
<b>【根拠条文】</b>			
(保険料の減免)			
第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。			
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。			
(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。			
(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。			
(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。			
(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めるもの			
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る日の前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。			
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所			
(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月			
(3) 減免を必要とする理由			
3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文に同じ。			
黒潮町介護保険料減免基準による。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 136

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給資格の承認		
例規名 根拠条項	黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例 第3条		
例規番号	平成20年条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (受給資格の認定)  第3条 手当の認定要件に該当する者が、手当の受給資格の認定(以下「認定」という。)を受けようとするときは、町長に申請し、認定を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第2条の規定による。  (認定要件)  第2条 手当は、町に住所を有する在宅で介護を受けている者で次の各号のいずれかに該当するもの(以下「被介護者」という。)を常時介護しているもの(町に住所を有する者に限る。)に支給する。  (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項の規定により要介護4又は5の要介護認定を受けた者  (2) 寝たきりの高齢者にあつては、その状態が3箇月以上継続している者  (3) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第15条の規定に基づく認定を得ている者で寝たきりのもの  (4) 認知症高齢者については、医師が認知症を認める者で別表第1の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準(平成5年10月厚生省通知)によるランクⅢ以上に相当し、その状態が3箇月以上継続しているもの  2 前項第2号に規定する寝たきりの高齢者及び同項第3号に規定する寝たきりの者とは、別表第2の障害高齢者の日常生活自立度判定基準(寝たきり度)ランクB又はランクCに該当する者をいう。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日



ID: 137

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	手当の支給			
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例 第6条第2項			
<b>例規番号</b>	平成20年条例第17号			
<b>【根拠条文】</b> (支給申請及び支給の時期) 第6条 受給者が、手当の支給を受けようとするときは、町長に支給申請をしなければならない。 2 手当は、次の表に掲げる区分により支給申請を受けて支給する。ただし、同表に掲げる区分を経過したもの又は町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。				
	期別	期間	申請月	支給月
	前期	4月分から9月分まで	10月	12月
	後期	10月分から翌年の3月分まで	3月	5月
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。				
<b>標準処理期間</b>	30日			
<b>備考</b>				
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日	

ID: 27

担当部署: 農業振興課

<b>処分の概要</b>	賦課徴収の延期等		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第6条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第66号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (賦課徴収の延期等)  第6条 町長は、天災その他特別の事情がある場合により町議会の議決を経て賦課徴収を延期し、又は賦課を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日(議会議決に要する期間を除く)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 164

担当部署: 農業振興課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立生活改善センター設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用)</p> <p>第4条 生活改善センターを利用できる者は、その地域に住所を有する者とする。</p> <p>2 町長又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、前項以外の者についても利用を許可することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又はこれに付随する施設若しくは備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、施設を利用させることが不相当と認められたとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 農業振興課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第152号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用) 第4条 多目的研修集会施設を利用できる者は、その地域に住所を有する者とする。 2 町長又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、前項以外の者についても利用を許可することができる。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又はこれに付随する施設若しくは備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設を利用させることが不相当と認められたとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	黒潮町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第158号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 集落センターを使用(入場は含まない。以下同じ。)しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第5条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用の不許可)  第5条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるとき、又は風紀を乱すおそれがあると認められるときは使用を許可しないことができる。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	黒潮町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年条例第158号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料) 第8条 使用の許可を受けた者は、規則で定める使用料を納入しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、使用料を免除することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	黒潮町基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第158号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第9条 既に納入された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないときは、その全額又は一部を還付することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

担当部署: 農業振興課

<b>処分の概要</b>	排水設備の新設等の承認及び変更承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第8条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第170号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (排水設備計画の確認)  第8条 使用者は、排水設備の新設、増設、改造又は撤去(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、あらかじめその計画について、町長の承認を受けなければならない。また、承認を受けた計画を変更しようとするときも同様とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 233

担当部署: 農業振興課

処分の概要	排水設備の工事の検査		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成18年条例第170号		
<b>【根拠条文】</b> (排水設備の工事の検査) 第11条 排水設備の工事完了後、5日以内にその旨を町長に届け出、町の検査を受けなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 農業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第15条		
例規番号	平成18年条例第170号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の減免) 第15条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 238

担当部署: 農業振興課

<b>処分の概要</b>	分担金の徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第19条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第170号		
<b>【根拠条文】</b> (分担金の徴収猶予) 第19条 町長は、特別な事由により使用者が当該分担金を納付期日までに納付することが困難と認めた場合、徴収を猶予することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (分担金の徴収猶予) 第9条 条例第19条の規定により、分担金の徴収猶予を受けようとする者は、分担金徴収猶予申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は前項の申請があったときは、分担金徴収猶予基準(別表)に基づいて適否を決定し分担金徴収猶予決定通知書(様式第11号)により当該使用者に通知するものとする。 3 前項の規定により徴収猶予を受けた者は、徴収猶予の理由が消滅したとき、又は徴収猶予を取り下げたいときは徴収猶予取下届書(様式第12号)により直ちにその旨を町長に届け出なければならない。 4 町長は前項の届出があったときは、徴収猶予取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 239

担当部署: 農業振興課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第20条		
例規番号	平成18年条例第170号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の減額)  第20条 町長は、次の各号のいずれかに該当する使用者の分担金を減免することができる。  (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設等に係る使用者  (2) 特別な事由により特に分担金を減免する必要があると認められる使用者</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 農業振興課

処分の概要	指定業者証の交付及び更新		
例規名 根拠条項	黒潮町排水設備工事指定業者に関する規則 第6条		
例規番号	平成18年規則第126号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (指定業者証の交付)  第6条 町長は、指定業者を指定したときは、排水設備工事指定業者証(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第3条の規定による。  (指定業者の要件)  第3条 指定業者は、次の各号に該当する者でなければならない。  (1) 高知県内に在住し営業に適する店舗(以下「営業所」という。)を有するものであること。  (2) 責任技術者及び技能者をそれぞれ1人以上雇用していること。ただし、責任技術者でありかつ技能者の認定を受けた者であるときは、1人でも差し支えないものとする。  (3) 排水設備工事に必要な設備及び器材を備えていること。  (4) その他町長が必要と認める要件を備えていること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 農業振興課

処分の概要	責任技術者証等の交付及び更新		
例規名 根拠条項	黒潮町排水設備工事指定業者に関する規則 第17条		
例規番号	平成18年規則第126号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (責任技術者証等の交付)  第17条 町長は、前条の規定により登録を受けた者に、それぞれ排水設備工事責任技術者証(様式第4号)又は排水設備工事技能者証(様式第5号)を交付する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第13条から第15条までの規定による。  (責任技術者の要件)  第13条 責任技術者は、満20歳以上で次の各号のいずれかに該当する者で町長が行う試験に合格したものとする。ただし、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第62条に定める、1級配管技能検定に合格した者については、試験を免除することができる。  (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)において土木科若しくは建築科又はこれに相当する課程を終了した者又はこれと同等以上の学歴を有する者で、2年以上、上水道工事又は下水道工事(以下「上下水道工事」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの  (2) 5年以上、次条に定める技能者として下水道工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  (3) 前2号に掲げる者と同等以上の資格又は経験を有すると町長が認めた者  (技能者の資格要件)  第14条 技能者は、満18歳以上で次の各号のいずれかに該当する者で町長が行う試験に合格したものとする。ただし、職業能力開発促進法第62条に定める2級配管技能検定に合格した者については、試験を免除することができる。  (1) 引き続き1年以上上下水道工事に従事した経験のある者  (2) 前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると町長が認めた者  (資格試験)  第15条 責任技術者及び技能者の資格試験は、次の事項により行う。  (1) 責任技術者には、法規その他の学科試験  (2) 技能者には、学科試験及び技術試験  2 試験は、町長が必要と認めるとき随時実施し、その期日、方法等は試験実施の10日前までに公告する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: まちづくり課

処分の概要	占用の更新		
例規名 根拠条項	黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第174号		
<b>【根拠条文】</b> (占用の更新) 第7条 占用期間は、5箇年以内とする。ただし、占用の目的によってこれを更新することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 258

担当部署: まちづくり課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例 第15条		
例規番号	平成18年条例第174号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用料の減免)  第15条 次の各号については、占用料を減免することができる。  (1) 公共のために占用するとき。  (2) 道路に出入りする通路を設けるため路肩及び側溝を占用するとき。  (3) その他町長が特に必要があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例施行規則第2条及び第3条の規定による。  (占用料の免除)  第2条 条例第15条の規定により占用料を免除するものは、同条第1号及び第2号に該当するもの及び別表第1に掲げるものとする。  (占用料の減額)  第3条 条例第15条第3号の規定により占用料を減額するものは、別表第2に定めるものとする。  2 前項に規定するものに係る占用料の額は、条例に規定するところにより算出して得た合計額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 259

担当部署: まちづくり課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条文	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第8条第2項
例規番号	平成18年条例第175号
<p><b>【根拠条文】</b>  (入居の申込み及び決定)  第8条 前2条に定める町営住宅の入居者の資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長に入居の申込みをしなければならない。  2 町長は、前項の入居の申込みをした者(次条において「入居申込者」という。)のうちから町営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。  3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居決定者に対しては、前項の規定による通知と併せて、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条、第7条及び第9条の規定による。  (入居者の資格)  第6条 町営住宅の入居者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者にあつては第3号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。  (1) 入居者と共に町営住宅に入居する者は、現に同居し、又は同居しようとする親族等(入居者の3親等以内の親族、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他婚姻関係と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)である者  (2) その者(前号に掲げる者を含む。以下同じ。)の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。  ア その者が特に居住の安定を図る必要があるものとして町長が次項に定める場合 214,000円  イ 町営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は借上げによるものである場合 214,000円(当該災害の発生の日から3年を経過した後にあつては、政令第6条第2項で定める金額)  ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 政令第6条第2項で定める金額  (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。  (4) 税及び水道料等を滞納していないこと。  (5) その者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。  2 前項に規定する特に居住の安定を図る必要がある者として町長が定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる場合を除く。  (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの  ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度  イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度  ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度  (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障</p>	

- 害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者
- (3) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (6) 入所者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (7) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 3 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- (入居者の資格の特例)
- 第7条 町営住宅の借上げに係る契約の終了又は町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅を明け渡そうとする入居者が、当該明渡しに伴い、他の町営住宅に次条第1項の入居の申込みをしたときは、当該入居者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 前条第1項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。
- (入居者の選考)
- 第9条 入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する入居申込者のうちから当該町営住宅の入居者を選考するものとする。
- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族等と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯の構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住の状態にある者
- (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないために困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者について、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から順に前条第2項の規定による決定(以下「入居の決定」という。)をするものとする。
- 3 前項の場合において、住宅に困窮する度合いの順位の定め難い入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定するものとする。
- 4 第2項の住宅に困窮する度合いの判定の基準は、町長が次条に規定する黒潮町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定めるものとする。
- 5 町長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者のうち、次の各号に該当する場合で、速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
- (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫
- (2) 18歳未満の児童が3人以上いる場合
- (3) 60歳以上の単身者である場合
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者であつた又はイのいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該

命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

- (6) 第6条第2項各号のいずれかに該当する者がいる場合
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者がいる場合

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月20日

ID: 260

担当部署: まちづくり課

<b>処分の概要</b>	家賃の減免及び執行猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第15条(第33条第3項において準用する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第175号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (家賃の減免又は執行猶予)  第15条 町長は、次の各号のいずれかの特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。  (1) 町営住宅の入居者又はその同居者の収入が著しく低額となったとき。  (2) 町営住宅の入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けたとき。  (3) 前2号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 263

担当部署: まちづくり課

<b>処分の概要</b>	社会福祉法人等に対する使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第43条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第175号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第43条 町長は、町営住宅を公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年／厚生省令／建設省令／第1号)第1条各号に掲げる事業(第45条第2項において「社会福祉事業等」という。)を運営する法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認めるときは、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該社会福祉法人等に対し、当該町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定に基づく許可(以下「使用の許可」という。)に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 266

担当部署: まちづくり課

処分の概要	中堅所得者等による使用の承認		
例規名 根拠条項	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第50条		
例規番号	平成18年条例第175号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (中堅所得者等による使用)  第50条 町長は、その区域内の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認めるときは、町営住宅を適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: まちづくり課

<b>処分の概要</b>	敷地の目的外使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例 第56条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第175号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (敷地の目的外使用)  第56条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 3 月 20 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 270

担当部署: まちづくり課

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条文	黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第7条第2項
例規番号	平成18年条例第176号
<p><b>【根拠条文】</b>  (入居の申込み及び決定)  第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとするものは、町長の定めるところにより、入居の申込みを行わなければならない。  2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条、第8条及び第9条の規定による。  (入居者の資格)  第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない場合に限る。  (1) 所得が施行規則第26条第1号から第3号までに定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等(入居者の3親等以内の親族、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他婚姻関係と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)があるもの  (2) 災害により滅失した住宅に居住していた者であって、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として町長が認めるもの(所得が施行規則第26条第5号で定める基準に該当する者に限る。)  (3) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるものとして町長が認める者(所得が施行規則第26条第6号で定める基準に該当する者に限る。)  (4) 同居親族等がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族等がない者であって、施行規則第26条第7号で定める基準に該当するもの(所得が町長の定める基準に該当する者に限る。)  (入居者の選定)  第8条 入居の申込みを受理した戸数が特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。  2 前項の入居者の選定を行う場合は、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年黒潮町条例第175号)の入居者選考委員会の規定を準用するものとする。  (入居者の選定の特例)  第9条 町長は、同居親族等が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者で町長が定めるものについては、施行規則第29条の規定に基づき、入居者を選定することができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	



設定年月日	平成 27 年 3 月 20 日	最終変更年月日	令和 5 年 9 月 20 日
-------	------------------	---------	-----------------

ID: 272

担当部署: まちづくり課

<b>処分の概要</b>	家賃の減免又は徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第16条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第176号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (家賃の減免又は徴収猶予)  第16条 町長は、災害その他特別の事情がある場合においては、当該家賃を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。  (減免又は徴収猶予の基準)  第11条 前条の規定する減免、徴収猶予の基準は、次のとおりとする。  (1) 入居者(同居の親族等を含む。)の収入が著しく低額となったとき、徴収を猶予し、又は減免することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月20日

ID: 278

担当部署: まちづくり課

処分の概要	入居の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第178号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (入居許可の申請)  第5条 前条に規定する入居資格のある者で住宅に入居しようとするものは、住宅使用申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第4条及び第6条の規定による。  (入居者の資格)  第4条 住宅に入居することができる者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない場合に限る。  (1) 住宅地区改良事業及び小集落地区改良事業の施行に伴い住宅を失った世帯  (2) 事業計画の承認の日後、万行地区及び横浜地区において災害により住宅を失った世帯  2 事業計画に従って建設された住宅に、前項の規定により入居させるべき世帯が入居せず又はしなくなった場合は、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「令」という。)第12条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第1項及び第2項に規定する金額で、住宅に困窮していると認められる世帯から選考して入居させることができる。ただし、その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員でない場合に限る。  (入居者の選考)  第6条 第4条第1項の各号に規定する入居者は、当該事業施行のとき選考し、同条第2項に規定する入居者の選考を行う場合は、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年黒潮町条例第175号)の規定を準用するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: まちづくり課

<b>処分の概要</b>	家賃の減免又は徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第178号		
<b>【根拠条文】</b> (家賃の減免又は徴収猶予) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して入居者の申請に基づき、町長が定める減免基準により当該家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者(同居する者を含む。)の収入が著しく低額となったとき。 (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (3) 前2号のいずれかに準ずる特別の事情があるとき。 2 前条第2項の規定により家賃を決定をした者の、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予については、前項の規定にかかわらず、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の規定を準用するものとする。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月20日

ID: 202

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成24年条例第13号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第5条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (許可の基準)  第5条 施設の使用の許可を受けることができる者の基準は、次のとおりとする。ただし、別表第1に掲げるいずれかに該当する場合を除く。  (1) 黒潮町に住所を有する者、又は居住を予定している者であること。  (2) 黒潮町の観光振興・産業振興の活性化に資する事業を行う者であること。  (3) 前号の事業が公序良俗に反しないものであること。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成24年条例第13号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第8条 町長は、特に必要があると認めた場合は、使用料を減免し、又は免除することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例規番号	平成24年条例第13号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由で使用ができなかったと町長が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 産業推進室

処分の概要	施設の改装等の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する規則 第11条		
例規番号	平成24年規則第4号		
<b>【根拠条文】</b> (施設の改装等) 第11条 施設の改装、模様替えを必要とする場合は、町長の許可を得なければならない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 208

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成19年条例第269号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 販売店舗を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成19年条例第269号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例規番号	平成19年条例第269号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由で使用ができなかったと町長が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 産業推進室

処分の概要	届出品目の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する規則 第5条		
例規番号	平成19年規則第181号		
<b>【根拠条文】</b> (取扱い品目) 第5条 取り扱い品目は、原則として届出品目とする。ただし、届出品目以外の物品の取り扱いを希望する場合は、町長の許可を得なければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 産業推進室

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成26年条例第1号		
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可等) 第6条 加工施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項による許可を与える場合において、施設の管理運営上必要があると認める場合は、その利用について条件を付することができる。 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しないことができる。 (1) 利用の目的が、加工施設の設置目的に反するとき。 (2) 加工施設の管理上支障があると認めるとき。 (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、施設を利用させることが不適當であると認めるとき。			
<b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 216

担当部署: 産業推進室

処分の概要	設備の変更の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例 第14条ただし書		
例規番号	平成26年条例第1号		
<b>【根拠条文】</b> (設備の変更禁止) 第14条 利用者は、施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 産業推進室

<b>処分の概要</b>	行為の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町都市公園条例 第9条第1項及び第3項(第30条及び第32条第2項において準用等する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第16号		
<p><b>【根拠条文】</b> (行為の制限)</p> <p>第9条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 224

担当部署: 産業推進室

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町都市公園条例 第18条(第30条及び第32条第2項において準用等する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第16号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第18条 町長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、黒潮町都市公園条例施行規則第4条及び第5条の規定による。 (使用料の減免理由) 第4条 条例第18条の町長が必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 責任者に引率された生徒、児童又は幼児の団体が教育上の目的で当該行為又は利用をする場合 (2) 公の団体が公益上の目的で当該行為又は利用をする場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めた場合 (使用料の減免額) 第5条 使用料の減額又は免除の額は、次のとおりとする。 (1) 許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって当該行為又は利用をすることができなくなった場合 ア 当該行為又は利用の開始前のとき 全額 イ 許可期間中に当該行為又は利用をすることができなくなったとき 事実の発生した日以後の使用料全額 (2) 前条各号の規定に該当する場合 全額又は2分の1</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 225

担当部署: 産業推進室

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町都市公園条例 第19条ただし書(第30条において準用等する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第16号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、前条の場合その他町長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、黒潮町都市公園条例施行規則第6条及び第7条の規定による。  (使用料の還付)  第6条 条例第19条ただし書の町長が相当の理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。  (1) 条例第21条第2項各号に該当する場合  (2) 許可を受けた者が、当該行為又は利用の開始前7日までに当該許可の取消しを申し出て、許可を取り消された場合  (使用料の還付額)  第7条 使用料の還付額は、次のとおりとする。  (1) 使用料の減免を受けた場合 第5条各号に定める減免額  (2) 前条第1号に該当する場合  ア 当該行為又は利用の開始前のとき 全額  イ 当該行為又は利用の開始後許可期間中のとき 事実が発生した日以後の使用料全額  (3) 前条第2号に該当する場合 全額</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 228

担当部署: 産業推進室

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	土佐西南大規模公園(大方地区)運動広場夜間照明施設使用料に関する条例 第5条		
例規番号	平成24年条例第12号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第5条 管理者は、教育のために使用する場合、その他必要と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 産業推進室

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	土佐西南大規模公園(大方地区)運動広場夜間照明施設使用料に関する条例 第6条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成24年条例第12号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第6条 既納の使用料は、原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合には、還付することができる。  (1) 管理者の都合により、使用の許可を取り消したとき。  (2) 天災その他不可抗力によって、使用することができなくなったとき。  (3) 使用前3日までに使用を取り消し、又は変更を申し出て、その理由が正当であると認められたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 230

担当部署: 産業推進室

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	土佐西南大規模公園(大方地区)運動広場夜間照明施設使用料に関する規則 第2条第1項		
<b>例規番号</b>	平成24年規則第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可)  第2条 夜間照明施設(以下「照明施設」という。)を使用しようとするときは、使用する団体の責任者が、あらかじめ黒潮町(以下「管理者」という。)の許可を得なければならない。  2 使用時刻は、21時30分までとする。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第3条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用の制限)  第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。  (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。  (2) 高知県立都市公園条例に反すると認めるとき。  (3) 管理上支障があると認めるとき。  (4) その他管理者が不相当と認めるとき。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 307

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	令和2年条例第8号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (施設の使用の許可等)  第6条 交流センターの多目的ホール、研修室及び調理室等(これらの附属設備を含む。以下「施設」という。)を独占して使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしないことができる。</p> <p>(1) 使用の目的が交流センターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 建物及び施設を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、施設を使用させることが不適當であるとき。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	令和2年条例第8号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第12条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する規則第5条の規定による。  (使用料の減免)  第5条 条例第12条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請書に減免申請理由を記入して申請しなければならない。</p> <p>2 条例第12条に規定する公益上必要があると認めるときは、交流センターの使用が次に掲げる使用以外の場合とする。</p> <p>(1) 営利等を目的とした使用の場合  (2) 個人により使用する場合</p> <p>3 前項に規定する交流センターの使用の場合は、その使用料を免除するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
<b>例規番号</b>	令和2年条例第8号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する規則第8条の規定による。  (使用料の還付)  第8条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。  (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかったとき 使用料の全額  (2) やむを得ない事故のため、使用の取消しを町長に申し出たとき 使用料の半額  2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、黒潮町立佐賀交流センターみらい使用料還付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 73

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第107号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可等)  第4条 総合センターを使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、別に定める使用については、届出により使用することができる。  2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、総合センターの使用を許可しない。  (1) 喧騒な行為をし、又は風紀を乱し、若しくは公安を害するおそれがあると認められるとき。  (2) 建物、設備又は備付物件類等を破損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。  (3) その他管理者において、使用させることが不相当と認めたとき。  3 管理者は、総合センターの管理上必要があると認めるときは第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 77

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	平成18年条例第107号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第12条 管理者は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第107号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第13条 既に納入された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町総合センターの設置及び管理に関する規則第12条の規定による。  (使用料の還付)  第12条 条例第13条の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は次のとおりとする。  (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき  使用料の全額  (2) やむを得ない事故のため、使用の取消しを管理者に申し出たとき 使用料の半額  2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第4号による使用料還付請求書を管理者に提出しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 88

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第113号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可等)  第4条 老人憩の家を使用しようとする者は、あらかじめ町長又は指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、別に定める者については、届出により使用することができる。</p> <p>2 町長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は老人憩の家の使用を許可しない。</p> <p>(1) 喧騒な行為をし、又は風紀を乱し、若しくは公安を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物の設備又は備付物件類等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他町長又は指定管理者において使用させることが不相当と認めたとき。</p> <p>3 町長又は指定管理者は、老人憩の家の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 90

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条文	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年条例第113号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料)  第9条 老人憩の家の使用料は、別表に掲げる区分により、使用料に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額)を納入しなければならない。ただし、別に定める場合は、使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する規則第5条の規定による。  (使用料の減免)  第5条 条例第9条ただし書に規定する使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 使用料を全額免除する場合</p> <p>ア 町内の60歳以上の老人が使用するとき。</p> <p>イ 町及び町の機関が行政目的のために使用するとき。</p> <p>ウ 町内の社会教育団体が町又は黒潮町教育委員会(以下「教育委員会」という。)と共催又は後援する行事に使用するとき。</p> <p>エ 関係行政機関及び町内の公的団体が町又は教育委員会と共催又は後援する行事に使用するとき。</p> <p>オ 町内の福祉団体が町又は教育委員会と共催又は後援する行事に使用するとき。</p> <p>カ 教育委員会が育成する団体又はグループが教育委員会の承認を得て使用するとき。</p> <p>キ その他町長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>(2) 使用料を減額することができる場合  前号に掲げる場合を除き、町長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 91

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第113号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第10条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する規則第14条の規定による。  (使用料の還付)  第14条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。  (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき  使用料の全額  (2) やむを得ない事故のため使用の取消しを町長又は指定管理者に申し出たとき  使用料の半額  2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第4号による使用料還付請求書を町長又は指定管理者に提出しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 104

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立町民館使用条例 第3条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第124号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可の手続)  第3条 町民館を使用しようとするものは、使用の前日までに次の事項を記載した申請書を、町民館責任者を經由して町長に提出しその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用許可申請者の住所、氏名、職業</li> <li>(2) 使用目的</li> <li>(3) 使用日時</li> <li>(4) 使用場所</li> <li>(5) 使用器具類及び数量</li> <li>(6) 有料又は無料の別(有料の場合はその金額)</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第2条、第4条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用者の制限)  第2条 町民館の運営に支障のない範囲において、次に掲げる場合一時使用を許可することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業を行うとき。</li> <li>(2) 社会教育団体、官公署、法人等の集会のとき。</li> <li>(3) その他町長が適当と認めたとき。</li> </ol> <p>(使用許可しない場合)  第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 喧嘩的な行為をし、又は風俗を乱し、若しくは公安を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 建物、設備又は備付物品類を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) その他町長において使用させることが不適當であると認めたとき。</li> </ol> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 107

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用料の免除		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立町民館使用条例 第9条第3項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第124号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料)</p> <p>第9条 町民館の使用を許可したときは、別表に掲げる区分により使用料に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、これを前納しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を徴収しない。</p> <p>(1) 社会教育法第10条の規定による社会教育団体が研修に使用するとき。</p> <p>(2) 官公署の集会のとき。</p> <p>(3) 町長において必要と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 108

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	黒潮町立町民館使用条例 第10条ただし書		
例規番号	平成18年条例第124号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の返還等)  第10条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の場合には、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 町又は町民館の業務の都合によって使用許可を取り消したとき。  (2) 天災その他の不可抗力によって使用することができなくなったとき。  (3) 使用の前日までに許可の取消し又は変更を申し出て町長が正当な理由があると認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日



ID: 109

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条文	黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	平成18年規則第78号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第7条 児童館を使用しようとする者は、申請書(様式第1号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。  2 館長は、前項の許可に管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第8条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用の不許可)  第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。  (1) 児童福祉又は社会福祉の精神に反すると認められるとき。  (2) 建物及び施設備品を損傷するおそれがあると認められるとき。  (3) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。  (4) 営利を目的とすると認められるとき。  (5) 前各号のほか、館長において使用させることを不相当と認めたとき。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 110

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町同和対策事業共同施設及び共同利用農漁機具の管理に関する規則 第3条		
<b>例規番号</b>	平成18年規則第81号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第3条 施設等を利用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、第2条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (利用者の範囲) 第2条 施設等の利用できる者の範囲は、黒潮町に住所を有し農林漁業を営む者とする。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 117

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	利用の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町農山漁村同和対策事業共同施設の設置及び管理に関する条例 第4条第2項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第127号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用) 第4条 この施設の利用は、黒潮町に住所を有し、自ら農林漁業に従事し、利用する者に限る。 2 この施設を利用しようとする者は、町の承認を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。 (町立施設の暴力団の利用制限) 第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 130

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用料及び手数料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町国民健康保険診療所設置及び管理条例 第8条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第131号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (徴収金の減免)  第8条 町長は、徴収金の納付義務者のうち災害その他特別の事由のあるものについては、その者の申請に基づきこれを減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 131

担当部署: 地域住民課

処分の概要	造作等の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町国民健康保険診療所設置及び管理条例 第11条		
例規番号	平成18年条例第131号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (造作等の制限)  第11条 使用者等は、診療所を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとする時はあらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 地域住民課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町国保保健福祉支援センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第138号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可等)  第5条 保健福祉支援センターのデイサービスセンター及び高齢者生活福祉センターその他の施設(その附属施設を含む。以下「施設」という。)を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。  2 町長は、保健福祉支援センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。  3 町長は、特に必要と認めるときは、利用を許可しないことができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町国保保健福祉支援センターの設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	平成18年条例第138号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第12条 町長は、公益上必要があると認める場合は、第9条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 地域住民課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町国保保健福祉支援センターの設置及び管理に関する条例 第13条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第138号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料及び利用料の還付)  第13条 既に納付された使用料及び利用料は還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 146

担当部署: 地域住民課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町総合保健センター設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第139号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可等)  第4条 保健センターを使用するものは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、別に定める使用については、届出により使用することができる。  2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保健センターの使用を許可しない。  (1) 喧騒な行為をし、又は風紀を乱し、若しくは公安を害するおそれがあると認められるとき。  (2) 建物、設備又は備付物件類等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。  (3) その他管理者において、使用させることが不相当と認められるとき。  3 管理者は、保健センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	財産の使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	同和対策事業によって取得した財産の設置及び運営管理に関する条例 第4条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第128号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (運営の方法)  第4条 町長は、受益範囲又は事業内容等により設置目的を効果的に達成せられると認められる場合は、条件を付して財産の使用を許可することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 312

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可等		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例 第4条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第149号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第4条 機械施設の格納庫を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 315

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第149号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町農林業基盤整備用機械施設の設置及び管理運営に関する条例 第9条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第149号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 166

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町林道管理規則 第9条		
例規番号	平成18年規則第104号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可を要する行為)  第9条 林道において次の行為をしようとするものは、管理者の許可を受けなければならない。  (1) 林産物等の集積場又は積載施設を設けること。  (2) 工事用施設又は工事用材料置場を設けること。  (3) 電柱又は用排水路、通路等を設けること。  (4) 前3号に類する施設を設けること。  (5) その他林道に接して林道の構造及び機能を阻害する施設を設けること。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第157号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用許可等)  第5条 林業センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。  2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、林業センターの利用を許可しない。  (1) 騒じょう行為をし、又は風紀を乱し、若しくは公安を害するおそれがあるとき。  (2) 建物、設備又は備付物件類等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。  (3) その他指定管理者において、利用させることが不適當であるとき。  3 指定管理者は、林業センターの管理上必要があると認められるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 178

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	漁港の区域内の工作物の新築等の承認		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町漁港管理条例 第5条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (漁港の区域内の指定)  第5条 漁港の区域内の陸域で町長が指定する区域(法第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、町長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限ってするものとする。</p> <p>4 町長は、第1項の規定により区域を指定し、又は廃止しようとするときは、1月前までにこれを告示しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 180

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	危険物等の荷役の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町漁港管理条例 第8条第2項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (危険物等についての制限)  第8条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、町長の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。  2 危険物等の荷役をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。  3 危険物等の種類は、規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 182

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	指定区域内停けい泊の特例許可		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町漁港管理条例 第11条第3項ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (陸揚輸送等の区域における利用の調整)  第11条 町長は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。</p> <p>2 町長は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p> <p>3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終わったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて町長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 183

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	占用等の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町漁港管理条例 第13条第1項		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用の許可等)  第13条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占用し、又は当該漁港施設に工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。  2 町長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。  3 第1項の占用の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占用にあつては3年)を超えることができない。ただし、町長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条文	黒潮町漁港管理条例 第14条第1項		
例規番号	平成18年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可等)  第14条 次の各号に掲げる者は、町長の許可を受けなければならない。  (1) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により町長が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。)のうち町長が告示により指定する施設を使用しようとする者  (2) 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により町長が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。)を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者  2 町長は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。  3 第1項の使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、町長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の減免
例規名 根拠条文	黒潮町漁港管理条例 第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成18年条例第159号
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料等)</p> <p>第17条 甲種漁港施設を使用する者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料により算出された合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を黒潮町に納付しなければならない。</p> <p>2 使用料又は占用料は、前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免し、又は分納させることができる。</p> <p>4 既納の使用料又は占用料は、返還しない。ただし、町長において使用者の責めに帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、黒潮町漁港管理条例施行規則第10条及び第11条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第10条 条例第17条第3項の規定により、次の各号に掲げる甲種漁港施設の使用については、使用料又は占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 官公署用の船舶 (2) 端船その他ろかいのみで運転する総トン数5トン未満の船てい (3) 避難のために入港した船舶 (4) けい留中の船舶が荒天により航行危険のため、予定の出港をなし得ないとき。 (5) 出航後荒天により航行危険のため、引き返し、再度けい留を要するとき。 (6) 漁業のために使用する船舶</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる甲種漁港施設の使用又は占用については、条例第17条第3項の規定により使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(1) 公益施設の設置及びこれに類するもの (2) 漁揚場及び漁獲物荷さばき所又はこれに類するもの (3) 前2号に規定するもののほか、使用料又は占用料を減免することが適当と町長が認めるもの (土砂採取料等の減免)</p> <p>第11条 条例第18条第2項の規定により、次の各号に掲げる場合は、土砂採取料又は占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 公共団体以外の者が公共施設の設置及び公共の用に供するために水域又は公共空地の占用をするとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、土砂採取料又は占用料を徴収することが不適当と認められるとき。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

<b>設定年月日</b>	平成 27 年 3 月 20 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 187

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	使用料等の返還承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町漁港管理条例 第17条第4項ただし書(第18条第2項において準用する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料等)</p> <p>第17条 甲種漁港施設を使用する者は、別表第1に掲げる使用料又は占用料により算出された合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を黒潮町に納付しなければならない。</p> <p>2 使用料又は占用料は、前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免し、又は分納させることができる。</p> <p>4 既納の使用料又は占用料は、返還しない。ただし、町長において使用者の責めに帰することができない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 192

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第163号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第4条 施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日



ID: 195

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第163号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 197

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第165号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第6条 この施設を使用しようとする団体は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 198

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成26年条例第33号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可等)  第6条 交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。  2 指定管理者は、前項による許可を与える場合において、施設の管理運営上必要があると認める場合は、その利用について条件を付することができる。  3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しないことができる。  (1) 利用の目的が、交流施設の設置目的に反するとき。  (2) 交流施設の管理上支障があると認めるとき。  (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。  (4) 前3号に掲げるもののほか、施設を利用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 200

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	利用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成25年条例第46号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可等)  第6条 交流拠点施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。  2 指定管理者は、前項による許可を与える場合において、施設の管理運営上必要があると認める場合は、その利用について条件を付することができる。  3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しないことができる。  (1) 利用の目的が、交流拠点施設の設置目的に反するとき。  (2) 交流拠点施設の管理上支障があると認めるとき。  (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。  (4) 前3号に掲げるもののほか、施設を利用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 217

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第167号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の許可)  第4条 作業場を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 220

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第167号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特に必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 221

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第167号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由で利用ができなかったと町長が認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 242

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	排水設備計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (排水設備計画の確認)  第6条 使用者は、排水設備の新設、増設、改造、又は撤去(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、あらかじめその計画について、町長の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては事前にその旨を町長に届け出ることとし、確認を必要としない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 243

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	排水設備の工事の検査		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (排水設備の工事の検査)  第9条 排水設備の新設等の工事を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を町長に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第13条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第13条 町長は公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 海洋森林課

<b>処分の概要</b>	分担金の徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例 第7条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第173号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の徴収猶予)  第7条 町長は、受益者が分担金を納付することが困難である特別な事由があると認める場合は、分担金の徴収を猶予することができる。  2 前項の猶予期間は、町長が別に定める。  3 受益者は、前項の期間が満了したとき、又は徴収猶予を取り消されたときは、分担金を納入しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例施行規則第4条の規定による。  (分担金の徴収猶予)  第4条 条例第7条の規定により、分担金の徴収猶予を受けようとする者は、漁業集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。  2 町長は前項の申請があったときは、漁業集落排水事業受益者分担金徴収猶予基準(別表第1)に基づいて、分担金徴収猶予の適否を決定し、漁業集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書(様式第4号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 252

担当部署: 海洋森林課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第173号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (分担金の減免)  第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対して、分担金を減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設等に係る受益者</li> <li>(2) 国又は地方公共団体が企業の用に供している施設等に係る受益者</li> <li>(3) 公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事由があると認められる受益者</li> <li>(4) 前3号に掲げる受益者のほか、町長が特に必要と認める受益者</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例施行規則第6条の規定による。  (分担金の減免)  第6条 条例第8条の規定による分担金の減免を受けようとするものは、漁業集落排水事業受益者分担金減免申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは、漁業集落排水事業受益者分担金減免基準(別表第2)に基づいて分担金減免の適否及び減免額を決定し、漁業集落排水事業受益者分担金減免決定通知書(様式第8号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条文	黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例 第6条第2項		
例規番号	平成30年条例第40号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (入居の申込み及び決定)  第6条 前条に規定する入居の資格を有する者で、若者住宅に入居しようとするものは、町長の定めるところにより、入居の申込みを行わなければならない。  2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)の中から若者住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第5条及び第7条の規定による。  (入居の資格)  第5条 若者住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  ただし、その者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない場合に限る。  (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等(入居者の3親等以内の親族、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他婚姻関係と同様の事情にある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)がある者で、次のいずれかの要件を満たすもの  ア 世帯主が50歳以下で、町内に居住し、又は町内に居住することとなる者  イ 現に15歳以下の子どもが同居している者で、町内に居住し、又は町内に居住することとなるもの  (2) 災害、不良住宅の撤去その他特別の事情がある場合において、若者住宅に入居させることが適当である者として町長が認める者  (入居者の選考)  第7条 入居の申込みを受理した戸数が入居させるべき若者住宅の戸数を超える場合においては、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年黒潮町条例第175号)第10条に規定する黒潮町営住宅入居者選考委員会の規定を準用し、入居者を選考するものとする。  2 前項の場合において、入居順位の定め難い入居申込者については、公開抽選によりその順位を決定するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	令和5年9月20日

ID: 304

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	家賃の減免又は徴収猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例 第16条		
<b>例規番号</b>	平成30年条例第40号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (家賃の減免又は徴収猶予)  第16条 町長は、災害その他特別の事情がある場合においては、当該家賃を減額し、若しくは免除し、又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和元年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 282

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	給水装置の新設等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第8条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第181号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (給水装置の新設等の申込み)  第8条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)  第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。  2 前項の申し込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 283

担当部署: 建設課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第9条第2項		
例規番号	平成18年条例第181号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (工事の施行)  第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。  2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。  3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。  4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。  5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	令和元年10月1日



ID: 286

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	料金その他の費用の軽減又は免除		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第33条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第181号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (料金その他の費用の軽減又は免除)  第33条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、料金その他の費用を軽減し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町水道事業の給水に関する条例施行規則第25条の規定による。  (料金及びその他の費用の軽減又は免除)  第25条 条例第33条の規定により軽減又は免除できる場合は次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。  (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入分担金  (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金及びその他の費用  (3) 不可抗力による漏水に起因する料金  (4) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの</p> <p>2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、「水道事業納付金減免申請書(様式第13号)」の提出をもって行う。</p> <p>3 管理者は前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し、通知するものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 288

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	分担金及び再接続手数料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町水道事業の給水に関する条例 第34条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第181号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (新設加入分担金等)  第34条 管理者は、配水管から分岐を受けることにより、新たに給水装置を設けた場合及び既設給水装置の増径を行う場合には、量水器を取り付けた者に対し、別表第3に定めるところにより、分担金を徴収することができる。また、廃止の届出後再度の申し込みがあり、量水器を再設置した場合は、再接続手数料を徴収する。ただし、分担金等を徴収することが困難と認められる者その他分担金等を徴収することが適当でないとして管理者が認める者に対しては、これを減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 290

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	指定工事業者証の交付及び再交付		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町水道事業指定給水装置工事事業者規程 第6条第1項及び第4項		
<b>例規番号</b>	平成18年訓令第91号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (指定工事業者証の交付)  第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に黒潮町水道事業指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。  2 指定工事業者は事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。  3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。  4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第5条の規定による。  (指定の基準)  第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。  (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。  (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。  ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具  イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具  ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具  エ 水圧テストポンプ  (3) 次のいずれにも該当しない者であること。  ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者  オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある者</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日

ID: 306

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	指定の更新		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町水道事業指定給水装置工事事業者規程 第6条の2		
<b>例規番号</b>	平成18年訓令第91号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (指定の更新)  第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。  2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。  3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。  4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。  5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和元年 10 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	使用の承認及び変更承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町公民館使用条例 第2条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第95号		
<b>【根拠条文】</b>			
第2条 公民館を使用する者は、次の事項を具し、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その事項を変更しようとするときも、また、同様とする。			
(1) 使用する日時			
(2) 使用する目的			
(3) 使用する場所及び設備			
(4) 入場料の有無、入場者数及び入場料等			
(5) 使用者の住所、職業及び氏名			
<b>【基準】</b>			
根拠条文、第3条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。			
第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。			
(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。			
(2) 建物又はその附属物をき損するおそれがあると認めるとき。			
(町立施設の暴力団の利用制限)			
第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	文学資料等の撮影等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第98号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (文学資料等の撮影等)  第6条 学術研究等のために文学資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者(以下「研究者等」という。)は、教育長の承認を得なければならない。  2 前項の場合において、文学資料等は、教育長が特に必要があると認めるときを除き、大方あかつき館以外の場所で利用することができない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第98号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (施設の使用の許可等)  第7条 大方あかつき館のレクチャーホール、町民ギャラリー、会議室、和室、調理実習室(その附属設備を含む。以下「施設」という。)及び駐車場等を使用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。  2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしないことができる。  (1) 使用の目的が大方あかつき館の設置の目的に反するとき。  (2) 建物及び施設を損傷するおそれがあると認めるとき。  (3) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。  (4) 管理上支障があると認めるとき。  (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設を使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 53

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町夜間照明施設設置条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第100号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第5条 管理者は、教育及び公共事業のために使用する場合、その他必要と認めたときは、前条の使用料を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町夜間照明施設設置条例 第6条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第100号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第6条 既納の使用料は、原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合には、還付することができる。  (1) 管理者の都合により、使用の許可を取り消したとき。  (2) 天災その他不可抗力によって、使用することができなくなったとき。  (3) 使用前3日までに使用を取り消し、又は変更を申し出て、その理由が正当であると認められたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町夜間照明施設の管理に関する規則 第2条第1項		
例規番号	平成18年教育委員会規則第26号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用許可)  第2条 夜間照明施設(以下「照明施設」という。)を使用しようとするときは、使用する団体の責任者が、あらかじめ黒潮町教育委員会(以下「管理者」という。)の許可を得なければならない。</p> <p>2 照明施設を利用できる者は、黒潮町内のスポーツ団体及び管理者が必要と認めた者とする。</p> <p>3 使用時間は、21時30分までとし、規定の時間以外の使用については、管理者の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第3条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用の制限)  第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。  (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。  (2) 照明施設の設置目的に反すると認めるとき。  (3) 管理上支障があると認めるとき。  (4) その他管理者が不相当と認めるとき。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例 第2条		
例規番号	平成18年条例第101号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第2条 黒潮町立学校体育施設の照明施設等を使用しようとする者は、学校長の許可を受けるものとする。ただし、休校施設については黒潮町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第101号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第4条 管理者は、教育及び公共事業のために使用する場合、その他必要と認めたときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例 第5条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第101号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の還付)  第5条 納入した使用料は、これを還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則 第4条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第27号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の手続)  第4条 学校スポーツ施設の開放を受け、使用しようとするものは、学校スポーツ施設使用申請書により原則として使用日の7日前までに申込みをして学校長の許可を受けるものとする。ただし、休校施設については黒潮町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び第3条の規定による。  (使用の対象者)  第3条 学校スポーツ施設の利用者は、原則として地域又は職域におけるスポーツグループで責任者の明確なものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 第4条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第102号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 センターを使用しようとするときは、管理者又は指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第6条及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (使用の制限)  第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。  (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。  (2) 引火、発火又は爆発のおそれのあるもの及びその他危険物を取り扱うとき。  (3) センターの運営方針及び設置の趣旨に違反すると認めるとき。  (4) 建物及び附属施設又は備品等を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。  (5) 管理上支障があると認めるとき。  (6) その他管理者又は指定管理者が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	特殊事項の許可		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 第5条		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第102号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特殊事項の許可)  第5条 センターを使用する場合、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者又は指定管理者の許可を得なければならない。  (1) センターの内外に工作物を設け、又は特別な装備をするとき。  (2) 普通電灯以外の証明器具、電動力又は電気器具を用いるとき。  (3) その他特に許可を必要と認められるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第102号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の減免)  第9条 管理者は、教育及び公共事業のために使用する場合、その他必要と認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	黒潮町立浜松教育集会所管理規則 第4条		
例規番号	平成18年教育委員会規則第28号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用手続)  第4条 集会所を使用しようとする者は、別記様式による申請書を提出し管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様である。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、許可しない。</p> <p>(1) 喧騒な行為をし、又は風俗を乱し、若しくは公安を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) その他使用の目的が教育上不相当と認められる場合</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文及び黒潮町暴力団排除条例第8条の規定による。  (町立施設の暴力団の利用制限)  第8条 町又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年3月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	保護文化財の現状変更の許可		
<b>例規名 根拠条文</b>	黒潮町文化財保護条例 第13条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第104号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (影響行為)  第13条 保護文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けたものが前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 293

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	多子世帯保育料の助成						
例規名 根拠条文	黒潮町多子世帯保育料助成事業に関する規則 第1条						
例規番号	平成22年規則第1号						
<p><b>【根拠条文】</b>  (目的)  第1条 この規則は、子ども(保護者と同一世帯に属する者又は生計を一にする者に限る。以下同じ。)を3人以上養育している多子世帯の第3子以後の子ども(以下「対象児童」という。)が入所している認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育等事業実施施設又は届出認可外保育施設の保育料を助成することにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p><b>【基準】</b>  (目的)  第1条 この規則は、子ども(保護者と同一世帯に属する者又は生計を一にする者に限る。以下同じ。)を3人以上養育している多子世帯の第3子以後の子ども(以下「対象児童」という。)が入所している認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育等事業実施施設又は届出認可外保育施設の保育料を助成することにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)  第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (省略)  (7) 保育料とは、次に掲げる費用をいう。  ア 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則(平成27年黒潮町規則第12号3)第3条に定める保育料  イ 施設型給付対象外の幼稚園にあっては、設置者が徴収する保育料等をいい、給食費及びおやつ代を含むものをいう。  ウ 届出認可外保育施設にあっては、設置者が徴収する認可保育所における保育に準ずる基本的な保育サービスに要する費用をいう。</p> <p>(助成の対象)  第3条 助成の対象は、認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育等事業実施施設又は届出認可外保育施設(以下「保育施設」という。)へ入所している次に掲げる保育料とする。  (1) 1箇月を単位とした保育料(月の途中入所及び退所による日割り計算を含む。)  (2) 利用日数による保育料は、1箇月13日以上利用した場合の保育料</p> <p>(助成金の額)  第4条 町長は、第6条に定める申請期限までに提出された申請により対象児童の保育料を別表のとおり助成する。  第5条 (省略)  (申請期限)  第6条 前条による申請は、年度ごとに行うものとし、月ごとの申請期限は、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則第7条第2項に規定する納期限7日前までに行うものとする。ただし、年度毎の申請期限は、当該年度の3月24日とする。  (省略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可保育所</td> <td>第2条第7号アに定める保育料</td> </tr> <tr> <td>認可保育所(特例保育)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設	助成金の額	認可保育所	第2条第7号アに定める保育料	認可保育所(特例保育)	
施設	助成金の額						
認可保育所	第2条第7号アに定める保育料						
認可保育所(特例保育)							

認定こども園 施設型給付対象の幼稚園 地域型保育等事業実施施設			
施設型給付対象外の幼稚園	第2条第7号イに定める保育料であって、幼稚園就園奨励費を超える額。ただし、月額25,000円を限度とする。		
届出認可外保育施設	第2条第7号ウに定める保育料。ただし、月額50,000円を限度とする。		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	平成29年3月31日

ID: 85

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	保育料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則第8条第1項		
<b>例規番号</b>	平成27年規則第12号の3		
<p><b>【根拠条文】</b>  (保育料の減免)  第8条 町長は、納入義務者において天災その他特別の事情により保育料の納付が困難であると認めるときは、保育料を減免することができる。</p> <p>2 保育料の減免を受けようとする納入義務者は、保育料の決定の通知を受けた日又はその事由が生じた日から20日以内に保育料減免願(様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項による申請があった場合は速やかに調査し保育料の減免の決定及び却下について、保育料減免決定通知書(様式第2号)により、通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 301

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の減免等		
例規名 根拠条項	黒潮町立保育所設置条例 第4条第2項		
例規番号	平成18年条例第111号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料) 第4条 保育所の使用料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の規定により、規則で定める額とする。 2 町長は、必要があると認めるときは、保育所の使用料を減額し、若しくは免除し、又は保育所の使用料の徴収を猶予することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	徴収の猶予		
<b>例規名 根拠条項</b>	黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則第9条第1項		
<b>例規番号</b>	平成27年規則第12号の3		
<p><b>【根拠条文】</b>  (徴収の猶予)  第9条 町長は、納入義務者又はその家族の者が疾病その他の事由により指定の納期限内に保育料を納付することが困難であると認めるときは、納付期限を猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定による保育料の猶予期間は、3箇月以内とする。</p> <p>3 保育料の納期限納付の猶予を受けようとする納入義務者は、当該月の納期限までに、保育料納期限納付猶予願(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 町長は、前項の規定による申請があった場合は速やかに調査し、納付の猶予の決定及び却下について保育料納期限納付猶予決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年10月1日



ID: 317

担当部署: 議会事務局

<b>処分の概要</b>	開示請求に対する決定
<b>例規名根拠条項</b>	黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
<b>例規番号</b>	令和5年条例第18号
<p><b>【根拠条文】</b>  (開示請求に対する措置)  第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第18条及び第20条から第23条までの規定による。  (開示請求権)  第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。  (保有個人情報の開示義務)  第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別番号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健</p>	

<p>康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(部分開示)</p> <p>第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p> <p>第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>			
標準処理期間	開示請求があった日から30日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年9月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 議会事務局

処分の概要	訂正請求に対する決定		
例規名 根拠条項	黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例 第34条		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (訂正請求に対する措置)  第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第31条及び第33条の規定による。  (訂正請求権)  第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。  (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報  (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの  2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。  3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  (保有個人情報の訂正義務)  第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>			
標準処理期間	訂正請求があつた日から30日以内(第35条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年9月20日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 議会事務局

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
例規名 根拠条文	黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例 第41条		
例規番号	令和5年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用停止請求に対する措置)  第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。  2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第38条及び第40条の規定による。  (利用停止請求権)  第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。  (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去  (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止  2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。  3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  (保有個人情報の利用停止義務)  第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	利用停止請求があった日から30日以内(第42条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年9月20日	最終変更年月日	年 月 日